

特定非営利活動法人日本歯科保存学会 認定歯科衛生士専門審査制度規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 本制度は、歯科保存学のうち蝕予防管理に関する専門的知識と臨床技能を有する認定歯科衛生士の養成と、その生涯にわたる研修を図ることにより、歯科保健医療水準の向上と普及を図り、もって人々の健康の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、特定非営利活動法人日本歯科保存学会（以下「本会」という）は、公益社団法人日本歯科衛生士会（以下「日本歯科衛生士会」という）認定歯科衛生士制度規則第14条二に基づく認定歯科衛生士（認定分野B：う蝕予防管理）（以下「認定歯科衛生士」という）及び同規則第18条第2項に基づく専門審査のための制度を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定歯科衛生士審査委員会

(認定審査委員会)

第3条 本会は、認定歯科衛生士の専門審査と本制度の運用を適正に行うために 認定歯科衛生士審査委員会（以下「認定審査委員会」という）を設置する。

(委 員)

第4条 認定審査委員会は、委員長1名を含む定員8～10名の委員をもって構成される。

2 委員長ならびに委員は、本会指導医あるいは認定歯科衛生士として認定された本会正会員とする。

3 委員の任期は2年、半数交替制とし再任を妨げない。

4 委員長は理事長が指名し、委員は委員長が推薦する。

第5条 認定審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 認定審査委員会の議事は、委員長を除く出席者数の過半数をもって決し、賛否同数の場合は委員長の決するところによる。

第3章 申請資格

第6条 認定歯科衛生士の資格を申請する者は、以下の各号をすべて満たしていなければならない。ただし、認定審査委員会の推薦を経て、理事会で承認を受けた者はこの限りではない。

1) 日本国歯科衛生士の免許を有する者

2) 認定歯科衛生士申請時において、本会の正会員歴が継続して3年以上であり、かつ認定歯科衛生士申請時に日本歯科衛生士会の会員である者

3) 第4章第8条に規定するう蝕予防管理に関する歯科医療・保健指導に関わる研修内容を満たした者

第4章 認定研修

第7条 認定研修は、認定歯科衛生士として、う蝕予防管理に関する歯科医療・保健指導に関して高度な知識と技術を修得することを目的とする。

第8条 認定研修は、次の各号を満たさなければならない。なお、1)～2)についての細目は別に定める。

- 1) 大学病院、病院歯科、歯科診療所等において、3年以上、う蝕予防管理に関する歯科医療・保健指導に従事し、所属長の推薦を得ること
- 2) 本会が主催する学術大会または研修会、または日本歯科衛生士会が主催する研修会に出席すること

第5章 専門審査

第9条 認定歯科衛生士の専門審査を受けようとする者は、審査料を添えて、別に定める申請書類を認定審査委員会に提出しなければならない。

第10条 認定歯科衛生士の専門審査に際しては、書類審査を行い、合格者に対しては別に定める試験を行う。試験は、認定審査委員会がこれを行う。認定審査委員会は、その結果に基づき認定歯科衛生士の専門資格の判定を行い、理事会の承認を得る。本会は試験合格者を日本歯科衛生士会に推薦する。

第6章 資格の認定

第11条 認定歯科衛生士の認定登録及び認定証の交付は本会の推薦に基づき、日本歯科衛生士会が「日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則」等に即してこれを行う。

第7章 資格の更新

第12条 認定歯科衛生士の資格更新に係る専門審査のために、本会より審査委員を日本歯科衛生士会認定歯科衛生士審査会に派遣する。

認定歯科衛生士の更新については、公益社団法人日本歯科衛生士会の「認定歯科衛生士制度規則施行細則」及び「認定歯科衛生士認定更新の手引き」に基づき行う。

第8章 資格の喪失

第13条 認定歯科衛生士は、次の1)～3)の一に該当したとき、理事会の決定によりその資格を喪失するものとする。本会における資格の喪失については、日本歯科衛生士会に報告する。

- 1) 日本国歯科衛生士の免許を喪失したとき
- 2) 本会正会員の資格を喪失したとき
- 3) 認定審査委員会が認定歯科衛生士として不相当と認めたとき

第9章 補則

第14条 本会会員は、認定審査委員会の決定に関する異議を、理事会に申し立てることができる。

第15条 第5章第9条に定める審査料については別に定める。

第16条 認定歯科衛生士の専門審査は原則として年1回とする。

第17条 認定歯科衛生士の申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を認定審査委員会に届け出なくてはならない。

第18条 認定歯科衛生士に認定及び更新された本会正会員については、本会総会で報告する。

第19条 提出された申請書類の内容については、その受領とともに本会に守秘義務が発生するものとする。

第20条 この規則の施行についての細則ならびに細則暫定制度は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

第21条 この規則の改廃は、委員会の議を経て、常任理事会及び理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、令和2年7月3日に制定し、施行する